

令和 8 年 9 月 4 日
文部科学省総合教育政策局日本語教育課

令和 9 年度市場化テスト対象事業「ICT を活用した「生活者としての外国人」のための日本語学習サイト充実のための調査・コンテンツ制作等業務」における方針変更について

1. 事業の概要

平成 30 年度より文部科学省が推進する「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業（以下、本事業という。）では、「日本語学習教材（ICT 教材）の開発・提供」（以下、本取組という。）を行っており、日本語教室が未だ開設されていない市区町村（以下「空白地域」という。）に在住する外国人への日本語学習機会の拡充に取り組んでいる。また、このような目的のもと、本取組では日本語学習教材（ICT 教材）として、日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでのくらし」（通称：つなひろ）を開発・運営し、サイトの保守運用のほか、調査研究を行うとともにサイトに掲載する動画やスクリプト等のコンテンツ開発を行っている。なお、本取組は単年度事業となっており、目的別に「調査・コンテンツ制作等業務」及び「運用保守業務」の二つの業務に分けて調達を行っている。

令和 8 年度事業においては、以下のように実施している。

（1）調査・コンテンツ制作等業務

【契約期間】

令和 8 年 4 月 24 日～令和 9 年 3 月 23 日

【主な業務内容】

- ・ 有識者会議・ワーキンググループの設置・運営
- ・ 新規コンテンツの制作
- ・ サイト利用状況調査及び活用促進に向けた分析
- ・ 普及・広報活動

（2）運用保守等業務

【契約期間】

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

【主な業務内容】

- ・ サイトの運用保守
- ・ 調査等業務において作成した日本語学習コンテンツをサイト上に実装する
- ・ 軽微な修正

2. 本事業実施の背景と外国人政策・日本語教育施策の動向

本事業は、平成30年12月に開催された「外国人材の受け入れ・共生に関する関係閣僚会議」において決定した「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」に位置付けられ、その中で日本語学習機会を確保しづらい空白地域における学習機会提供の重要な施策として推進してきた。令和7年11月には総理の指示により、外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた新たな「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」が令和8年1月に関係閣僚会議で決定された（以下、「総合的対応策」という。）。

総合的対応策では、本取組によって推進されているつなひろの運営及び充実についても言及があり、『『つながるひろがる にほんごでの暮らし』を多言語で提供しているところ、『日本語教育の参照枠』及びそれに基づく生活 Can do を参照しつつ学習コンテンツの充実を図る』とされている。これは令和4年11月に日本語教育内容に活用できる『『日本語教育の参照枠』に基づく『生活 Can do』一覧』（文化審議会国語分科会日本語教育小委員会）が取りまとめられたことを受け、令和5年度より取り組んでいるものである。一方で、新たに外国人の受入れ・秩序ある共生に向けた在留管理制度の検討が掲げられ、日本語教育関係でも「日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラムにおける（中略）日本語教育環境を整備する」、「地域日本語教育に関するガイドラインの作成について検討するとともに、（中略）日本語指導が受けられる機会の拡充を進める」といった取組が挙げられ、今後政府全体で検討・取組を速やかに行うこととなっている。

【参考】「[外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策](#)」（令和8年1月、外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議決定）

3. 業務の方針変更

本取組では令和元年度より日本語学習コンテンツを開発し始め、収録動画教材数が250を超えている。利用についてもすでに年間200万アクセスを超える学習サイトに成長しており、一定の成果を出すことができている。総合的対応策では、引き続き実施する施策として位置付けられているが、一方で同対応策においては、前述のとおり、新たな日本語・生活学習プログラム（仮）の創設について検討することを盛りこまれており、本業務との関わりを検討することが今後必要となる。そこで、当該プログラムの検討にかかる動向を注視することとし、来年度実施する予定である新たな調査研究及びコンテンツ制作については見送ることとしたい。